

福岡県子ども・子育て支援事業支援計画

(イメージ)

<主な必須記載事項>

1. 区域の設定

<記載事項>

- 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域（以下「県区域」という。）を設定したものを設定する。

(国の基本指針)

(イメージ1) 共通の区域設定

3-5歳、学校教育のみ	}	各認定区分に共通する区域として設定 (例)区域①：〇〇市 区域②：△△市十〇〇町・・
3-5歳、保育の必要性あり		
0-2歳、保育の必要性あり		

(イメージ2) 認定区分ごとに区域設定

3-5歳、学校教育のみ	→	全県1区域
3-5歳、保育の必要性あり	}	(例)区域①：〇〇市 区域②：△△市十〇〇町・・
0-2歳、保育の必要性あり		

2. 各年度における県区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容、実施時期

(1) 学校教育・保育の量の見込み

<記載事項>

- 県区域ごとに、平成27年度から5年間の教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）を定めて記載する。
 - ・ 市町村が実施したニーズ調査の結果を集計し、量の見込みを算定する。

<記載イメージ>

- 1号認定（認定こども園及び幼稚園）、2号認定（認定こども園及び保育所）、3号認定（認定こども園、保育所及び地域型保育）に係る量の見込み

区域	量の見込み		
	1号認定	2号認定	3号認定
県全体	〇人	〇人	〇人
A区域	×人	×人	×人
?
B区域	△人	△人	△人

(2) 学校教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期

<記載事項>

- 区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。
- 計画期間において、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備する。

<記載イメージ>

- 県集計

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
①量の見込み				
② 確 保 の 内 容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)			
	確認を受けない幼稚園			
	地域型保育事業			
②-① (次年度以降の確保必要量)				

- 区域別集計

認可に際しての需給調整の参考にするため、県区域ごとの集計も行う。

(参考) 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- 認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則、認可・認定する。
- ただし、以下に該当する場合には、需給調整を行う。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項)
 - ・ 認定区分(3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり)ごとに県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるとき等

需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) → 原則認可

需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) → 需給調整

(※) 確認を受けない幼稚園の定員を含む

3. 学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の目標設置数、設置時期、認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

4. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のために講ずる研修等の方策
 - ・ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数とその確保方策
- 国が講じる保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）に係る方策、潜在保育士の活用方策、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町との連携

- 県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
児童相談所の体制強化、市町や関係機関との役割分担及び連携の推進、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備等
 - (2) 社会的養護体制の充実
家庭的養護の推進（里親委託等、施設の小規模化、地域分散化の推進）、専門的ケアの充実及び人材確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、子どもの権利擁護の推進
 - (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (4) 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

<主な任意記載事項>

1. 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- 県は市町村計画の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施。
- 市町計画の調整に際しては、市町間で調整を行うことを原則とし、調整が整わない場合等に県による広域調整を実施。

2. 教育・保育情報の公表

- 保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備等

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 県は、市町村、地域の企業、労働者団体、県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
- ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
 - ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

<その他の記載事項>

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業について集計したものを記載
- 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	○箇所	△箇所	・・・	・・・	・・・

- 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1号認定・利用	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
	2号認定・利用	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・

- 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
	ファミリー・サポート・センター事業	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業	○人日	△人日	・・・	・・・	・・・

○妊婦に対する健康診査

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	○人 健診回数：	△人 健診回数：	・・・	・・・	・・・
確保方策 (実施体制)	○人	○人	・・・	・・・	・・・

○病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	○人目	△人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	病児保育事業	○人目	△人日	・・・	・・・
	ファミリー・サポート・センター事業	○人目	△人日	・・・	・・・

○放課後児童クラブ

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	○人目	△人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	放課後児童クラブ	○人目	△人日	・・・	・・・

○利用者支援事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	○箇所	△箇所	・・・	・・・	・・・
確保方策	○箇所	△箇所	・・・	・・・	・・・

○乳児家庭全戸訪問事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み (訪問家庭数)	○件	△件	・・・	・・・	・・・
確保方策 (実施体制)	○人	○人	・・・	・・・	・・・

○養育支援訪問事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	訪問家庭数	○件	△件	・・・	・・・
	訪問延べ件数	○件	△件	・・・	・・・
確保方策(実施体制)	○人	○人	・・・	・・・	・・・